

## 船橋市英語教育推進委員会要綱

### (設置)

第1条 国際人として 21 世紀をたくましく生き抜く船橋市民の育成を目指し、市立小・中・高等学校の児童・生徒に対する英語教育の充実と改善を図るため、船橋市英語教育推進委員会(以下「委員会」という)を設置する。

### (目的)

第2条 委員会は、市立小・中・高等学校の児童・生徒を対象とした英語教育並びに英語教育における小・中・高等学校連携を推進するため、「研究の企画」及び「実践」に関する小・中・高等学校間の連絡・調整を図るとともに、市全体として児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を目指した取り組み等による英語教育の発展を目的とする。

### (組織)

第3条 委員会は、学校教育部長(市教委)、指導課長(市教委)、小学校長会代表、中学校長会代表、市立船橋高等学校代表、小学校教務主任会代表、中学校教務主任会代表、保護者代表、市民代表及び有識者代表をもって組織する。

### (事業)

第4条 委員会は、目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 小学校、中学校それぞれの英語教育の到達目標の設定
- (2) 小学校における英語活動及び中学校における英語指導カリキュラムの作成
- (3) 市独自の学習システム施行に係る企画運営
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業

### (役員)

第5条 委員会は、委員長1名、副委員長1名をおく。

- (1) 委員長は学校教育部長をもって充て、副委員長は互選とする。
- (2) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副委員長は、委員長の補佐にあたり、委員長が欠けた時は代行を務める。

(委嘱・任命)

第6条 委員の委嘱・任命については以下のとおりとする。

- (1) 委員としての委嘱は、年度単位で行う。
- (2) 委嘱に対して承諾を得られた委員には、教育委員会から「委嘱状」を送付する。
- (3) 委嘱状の送付をもって当該年度の委員としての任命とする。

(事務局の設置)

第7条 委員会の事務局は学校教育部指導課内に置き、事務局長は指導課課長補佐とする。

(補足)

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 22 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 23 年5月6日から施行する。

この要綱は、平成 24 年5月1日から施行する。

この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 26 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 28 年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。